

原子力損害賠償紛争審査会 説明資料

平成 24 年 1 月 27 日
飯舘村長 菅野 典雄

1、避難区域見直しに係る件

- (1) 避難区域の見直しに伴う画一的な賠償基準の見直しはしないこと
 - ・ 避難区域が部分的に解除されても、就業場所、学校、スーパー、金融、飲食店、道路などのインフラが整わなければ生活はできない
 - ・ 村では、全村民の 70% が帰還できる条件が整うことが必要と考える
 - ・ したがって、上記条件が整うまで避難生活にかかる賠償は継続すること
- (2) 災害救助法による救援措置は打ち切らないこと
 - ・ 村では宅地 2 年、農地 5 年、山林 20 年の除染計画を国に要望している
 - ・ 村面積のうち農地 20%、山林面積 70% であり、宅地近傍の除染だけでは生活再開・村民帰還には繋がらない
 - ・ したがって、既存条件が整うまでアパート借上げ等の見なし仮設の家賃補助は継続すべきである
 - ・ 高線量により長期にわたり帰宅が困難な区域の住民に対しては、村外あるいは村内の除染完了区域での避難生活の継続など、多様な避難形態に対応する賠償基準を設定するとともに、賠償期間を延長すること

2、除染に係る件

- (1) 除染により伐採・剪定される庭木等の立木について、賠償額の基準を設けること
 - ・ 宅地の除染をする上で、庭木や住宅周辺の樹木の伐採や剪定は不可欠である
 - ・ しかしながら、農地・山林が大部分を占める飯舘村においては、宅地近傍の除染だけでは生活再開・村民帰還に繋がらないことが想定されることから、除染事業の途中で損耗した財物については、即時に賠償すべきである
- (2) 除染事業中の農地の保全に要する経費の賠償
 - ・ 農地等について除染を完了しても帰村するまで保全管理を行わなければ営農を再開できなくなる。農地の保全管理費用についても損害賠償対象とすること

3、これまでの指針について

- (1) 賠償額から避難後の営業収益を差し引くのは就業意欲を削ぐので廃止すべき
 - ・ 指針にある避難中の営業利益や給与所得を賠償額から差し引くことは、帰村に向けて準備しようとする事業者の意欲を減退させているので早期に見直すこと

- (2) 財物価値の損耗に対する賠償について、早期に基準と支払時期を明確にすべき
 - ・ 財物価値の損害については、賠償項目として記載されているがいまだ明確な基準が示されていない。このことは避難住民が今後の展望を描けない要因となっている。
早急に賠償基準を明示すること
- (3) 精神的損害の期間については、避難が終了するまで継続すること
 - ・ いつ戻れるかという不安は避難生活が長期化する中でむしろ増す傾向にある。現行の賠償額を最低限とし、期間の延長と増額を要望する

4、管理ができなかったことによる損失について

本来であれば管理されていたものが、避難生活により管理不能となり失われた財産等について賠償すること

- (1) 避難中の火事による損失
- (2) 避難中の盗難による損失
- (3) 避難中留守になることによって生じた家屋のカビや損壊
- (4) 避難中のペット等の損失